

## 大田市地域密着型サービス事業者等の指定及び指定に係る同意等についての基本方針

### (趣旨)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）等について基本的な方針を定め、地域密着型サービス等の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基本方針における用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

### (基本方針)

第3条 市町村の区域の外にある指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「区域外事業所」という。）の指定及び同意は、次の各号に掲げる方針を原則とし、取り扱うこととする。

- (1) 区域外事業所の指定及び同意は、隣接市町村との相互利用に限り行う。
- (2) 大田市内に存在しない、もしくは整備が進んでいないサービス種類については、隣接市町であっても区域外事業所の指定及び同意を行わない。
- (3) 虐待やDVなど特別な事情により特に利用が必要と認められる場合は、(1)及び(2)にかかわらず個別に判断する。
- (4) 区域外事業所の指定及び同意は、利用者毎に行う。

### (区域外事業所を指定する際の基準)

第4条 大田市の被保険者が区域外事業所の利用を希望するときは、次の各号に掲げる基準に適合し、かつ、利用の妥当性が認められる場合に指定の手続きを進める。

- (1) 当該区域外事業所が所在する市町村長の同意の見込みがあること。
- (2) 当該区域外事業所が、利用を希望している者（以下「利用希望者」という。）の生活圏内にあると認められること。
- (3) 利用希望者が、以下の理由により市内の指定地域密着型サービス事業所（指定地域密着型介護予防サービス事業所を含む。以下同じ。）を利用することが不可能又は著しく困難な状況であること。
  - ア 市内の同種サービスにおいて定員の空きがない等、サービス利用が不可能である。
  - イ 市内の指定地域密着型サービス事業所よりも当該区域外事業所の方が利用希望者

の自宅から近い。

ウ その他、市内の指定地域密着型サービス事業所の利用についてア又はイと同程度以上の困難性が認められる。

(同意を行う際の基準)

第5条 他市町村長から市内の指定地域密着型サービス事業所の指定の同意を求められたときは、次の各号に掲げる基準に適合し、かつ、利用の妥当性が認められる場合に同意を行う。

(1) 当該事業所が以下の要件を満たすこと

ア 利用を希望している既存の待機者がいない、又は利用希望者よりも利用の必要性が高い既存の待機者がいないこと。

イ 利用希望者を含め、他市町村の利用者(住所地特例対象者を除く。)の割合(夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については契約者数に対する割合をいう。)が3割以下であること。

(2) 利用を希望する市内の事業所が、利用希望者の生活圏内にあると認められること。

(3) 利用希望者が、以下の理由により住所地の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難な状況であること。

ア 住所地の同種サービスにおいて定員の空きがない等、サービス利用が不可能である。

イ 住所地の事業所よりも利用を希望する市内の同種サービス事業所の方が利用希望者の自宅から近い。

ウ その他、住所地の指定地域密着型サービス事業所の利用についてア又はイと同程度以上の困難性が認められる。

(区域外事業所を指定する際の例外)

第6条 第3条(4)の規定にかかわらず、夜間対応型訪問介護及び地域密着型通所介護は、事業所毎の指定とすることができる。このとき、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(他市町村から転入した者による市内地域密着型サービスの利用)

第7条 他市町村から転入した者による市内の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所の利用については、転入後3か月を経過した者(住所地特例対象者の場合、大田市の被保険者となった後3か月を経過した者)に限る。ただし、特別の事情がある場合は、前段の規定によらず個別に判断を行う。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基本方針は、令和8年2月1日より施行する。